

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
・総平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却方法
・有形固定資産・・・定額法
・無形固定資産・・・定額法
- (3) 引当金の計上基準
・徴収不能引当金・・・金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
・退職給付引当金・・・職員の退職金の支給に備える為、静岡県社会福祉事業共済会共済制度により計算した退職給付引当金を計上している。
・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担する額を見積もり賞与引当金として計上する。
- (4) たな卸資産の評価基準及び評価方法
・最終仕入原価法に基づく原価法
- (5) 消費税等の会計処理
・消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員退職手当共済制度及び静岡県社会福祉施設事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
 - (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人では社会福祉事業のみであるため作成していない。
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
 - (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。
 - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア. 本部拠点
法人本部
 - イ. 草笛共同作業所拠点（社会福祉事業）
 - 草笛共同作業所就労継続支援B型事業
 - 草笛共同作業所日中一時支援事業
 - ウ. だいとう作業所拠点（社会福祉事業）
 - だいとう作業所就労継続支援B型事業
 - だいとう作業所日中一時支援事業
 - エ. はまおか作業所拠点（社会福祉事業）
 - はまおか作業所就労継続支援B型事業
 - はまおか作業所日中一時支援事業
 - オ. かすが拠点（社会福祉事業）
 - かすが生活介護事業
 - かすが日中一時支援事業
 - カ. 菊川寮拠点（社会福祉事業）
 - 菊川寮生活介護事業
 - 菊川寮施設入所支援事業
 - 菊川寮短期入所支援事業
 - 菊川寮日中一時支援事業

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおり非該当である。

種類	法人等の 名称	住所	資産総額	事業の内 容又は職 業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼 務等	事業上の 関係				
該当なし											

取引条件および取引条件の決定方針等

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発債務

令和3年4月1日付で菊川市上平川に就労支援B型事業所『り～どくさぶえ』を新たに開設致しました。

15. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし